

## 令和4年度 丸亀市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)の改定について

### 1. 経緯

2007年度 丸亀市都市計画マスタープラン 策定

2018年度 丸亀市都市計画マスタープラン 改定 立地適正化計画を追加

本市では2018年度にマスタープランに立地適正化計画を盛り込み、都市機能誘導区域・居住誘導区域を設定し、中心市街地への都市機能や居住の誘導を図り、接続可能なコンパクトシティ形成を進めているところである。

近年、激甚化する自然災害により誘導区域においても浸水被害を受けることもあり、誘導区域においてどのような防災・減災対策をとるかという課題を洗い出し、取りまとめる必要が生じ、都市再生特別措置法が改正され、誘導区域における安全強化に向けた防災指針の追加が示されたことを受け改訂を行うもの。

### 2. 主な見直し内容

#### ○防災指針の追加

- ・誘導区域内における各種災害データの重ね合わせにより災害リスクを把握し、防災・減災のソフト、ハード両面からの取組を検討。

#### ○低未利用土地活用の検討

- ・低未利用地の適切な管理や集約等による利用促進を図るための施策検討
- ・コミュニティ等による低未利用土地を活用した交流広場やコミュニティ施設など、共同で整備・管理する公共空間創出のための施策検討

#### ○「歩きたくなるまちづくり」の施策検討

- ・中心市街地空間の車から人への転換を図り、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」形成のための施策検討

#### ○特定用途制限地域の検討

- ・中心市街地への都市機能誘導施設の集約を図るため、効果的な特定用途制限地域の活用を検討

### 3. スケジュール

令和4年7月 政策会議

令和4年11月 第2回都市計画審議会(素案審議)

令和4年12月 議会委員会協議会

令和4年12月 庁議

令和4年12月 パブリックコメント募集(~1月下旬)

令和5年2月 第3回都市計画審議会

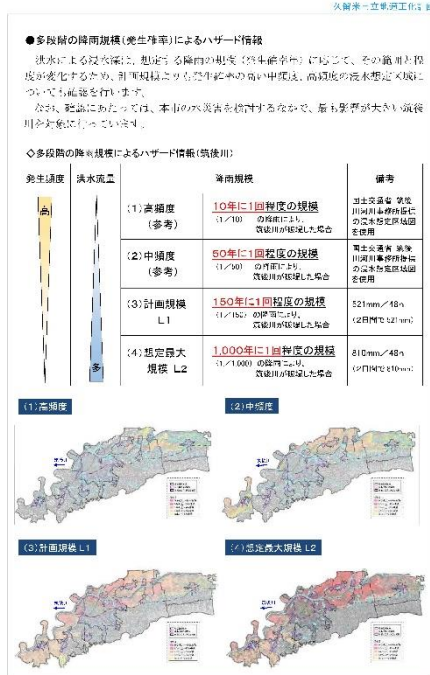
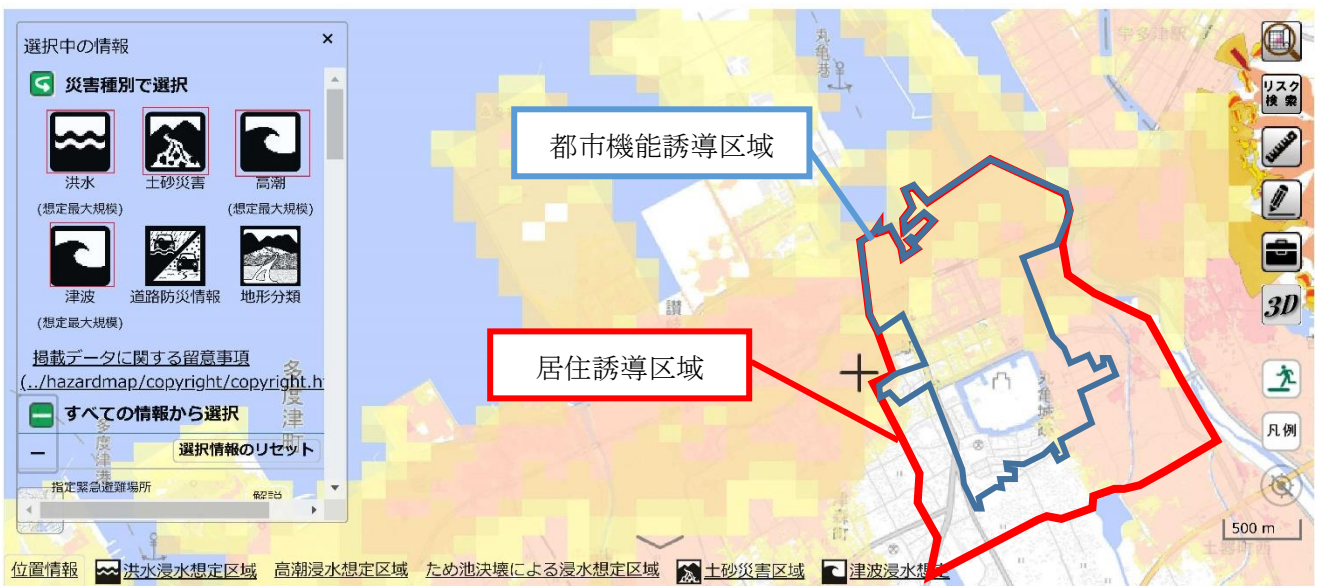
令和5年3月 庁議

令和5年3月 改訂計画公表

防災指針とは誘導区域への誘導を図るための都市防災にかかる機能を確保するための指針

作成にあたっては、誘導区域における様々な災害リスク情報を重ね合わせて分析し、リスクの高い地域の抽出、防災上の課題の整理を行い、取組方針や具体的取組、スケジュール等について検討することにより作成。

ハザード情報の重ね合わせイメージ図



中讃広域都市計画特定用途制限地域の指定について（丸亀市）

1. 特定用途制限地域とは・・・

都市計画法に基づく地域地区制度のひとつで、良好な環境の形成又は保全を図るため、市が地域を定めて一定の用途の建築物の建築を制限する制度です。

2. 丸亀市の特定用途制限地域の考え方

丸亀市では、線引き廃止により、用途無指定地域となるエリア（市街化調整区域と都市計画区域外であったエリア）に特定用途制限地域を指定し、地域内の良好な環境の保全又は形成を図るため、都市計画区域外であったエリアの土地利用状況などを踏まえ、特に周辺の土地利用及び生活環境に大きな影響を与えるような用途の建築物等の建築を制限しています。



3. 丸亀市が特定用途制限地域で制限している建築物の用途

- (1) 危険物の製造工場や処理貯蔵施設
- (2) 性風俗営業施設
- (3) 床面積 3,000 ㎡を超える物品販売業を営む店舗の建築  
 (ただし、国道・県道・2車線片側歩道以上の市道沿道について建築可能なエリアを定めます。)

【図1】 特定用途制限地域として「危険物の製造工場や処理貯蔵施設」「性風俗営業施設」「床面積 3,000 ㎡を超える物品販売業を営む店舗」の建築が制限されるエリア



【図2】 特定用途制限地域のうち「床面積 3,000 ㎡を超える物品販売業を営む店舗」の建築可能なエリアとして、国道・県道・2車線片側歩道以上の市道から 100 m の区域を定める



